平成２３年（フ）第７５号
鳥取県米子市灘町３丁目114番地
債務者　松本　マキ
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第６７号
高知県高岡郡津野町久保川140番地、住民票上の住所高知県南国市後免町２丁目１番26号
債務者　元吉　　稔
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第８４号
福岡県飯塚市平塚258番地22
債務者　池田　京子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第８８号
福岡県嘉麻市下山田178番地
債務者　堀江　和行
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第９２号
福岡県飯塚市横田404番地１　フラット５池主14、前住所福岡県飯塚市花瀬125番地26花瀬ヒルズ607
債務者　前田　　浩
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第９３号
福岡県嘉麻市大隈１番地４
債務者　谷　　勝美
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第９５号
福岡県飯塚市弁分234番地３
債務者　川口　優貴
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１１８号
福岡県うきは市吉井町富永1531番地
債務者　古賀　明子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第４３号
福岡県大川市大字中木室824番地５
債務者　江口　信幸
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第４３号
北九州市小倉北区下到津３丁目11番10―406号
債務者　大村谷喜代子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２８３号
福岡県遠賀郡芦屋町白浜町７番57号
債務者　大場　豊子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３９５号
北九州市門司区下二十町７番９―802号
債務者　難波　京子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３９６号
北九州市門司区下二十町７番９―802号
債務者　難波　美弥
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４０８号
北九州市小倉北区赤坂４丁目11番30号
債務者　今西　　優
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４２９号
北九州市小倉南区北方１丁目14番７号　110
債務者　木村　佳子（旧姓滋野）
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１７４号
大分市大字志村218番地の26
債務者　梅本真由美
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２２６号
大分市大字関園242番地の３　中ノ島ハイツA203
債務者　福田　　崇
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係